

(仮称) 横浜町風力発電事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 12 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 .	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年11月1日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・令和6年11月1日（金）付 東奥日報（朝刊：27面）

② 自治体広報誌による公告

下記の関係自治体の広報誌に「お知らせ」を掲載した

・横浜町広報誌「広報よこはま・11月号（P17）」（別紙2-1参照）

・六ヶ所村広報誌「広報ろっかしよ・11月号（P23）」（別紙2-2参照）

③ インターネットによるお知らせ

令和6年11月1日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・横浜町のウェブサイト（別紙3-1参照）

・六ヶ所村のウェブサイト（別紙3-2参照）

・コスモエコパワー株式会社のウェブサイト（別紙3-3参照）

(3) 縦覧場所

各事業、関係自治体庁舎の2箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・横浜町役場 1 階ホール
- ・六ヶ所村役場 3 階政策推進課

② インターネットの利用による縦覧

コスモエコパワー株式会社のウェブサイト環境影響評価準備書の PDF を掲載。

- ・<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama4.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

総数：0名

（内訳）

- ・横浜町役場 1 階ホール : 0 名
- ・六ヶ所村役場 3 階政策推進課 : 0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は451回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 六ヶ所村立屋内プール ろっぷ 研修室

- ・住所：上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 992 番地六ヶ所村医療センター隣り
- ・開催日時：令和 6 年 11 月 9 日(土) 16:00～18:00
- ・来場者数：0 名

② 横浜町ふれあいセンター大集会室

- ・住所：上北郡横浜町字三保野 57 番地 8
- ・開催日時：令和 6 年 11 月 10 日(日) 10:30～12:30
- ・来場者数：0 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）から令和 6 年 12 月 16 日（月）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間とし郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 4 参照）

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

③当社へのメール送付

④当社への FAX 送付

(3) 意見書の提出状況

意見書数：2 通、意見数：5 件

○縦覧場所における意見書数

（意見書数）

・横浜町役場 1階 ホール

0通

・六ヶ所村 3階 政策推進課

0通

○説明会における意見書数

（意見書数）

・1 回目

0 通

・2 回目

0 通

○弊社への郵送及による意見書数

（意見書数）

2 通

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づいて、事業者に対して提出された環境保全の見地からの意見は3件であった。これに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(1)

(意見書1)

No.	一般の意見	事業者の見解
1	施設の稼働後の項目に水の濁り・有害物質が入っていません。予測されたシミュレーションでは水色以外の面積がはいっていき予測値と実際の数値が継続的にどう変わっていくかが重要です。施工やメンテナンスの実際によりにより予測値と異なることがありますので経過観測することが環境保全のため必要です。また排水口に流れない可変部も多くありますので、要所の観測は必要ですしそれが災害予防になります。丘陵部の改変の影響とその対策が有効かどうかを追加し継続的に観測し公開することが環境保全に必要だと提言します。	風力発電施設の稼働後においては、施設からの排水が生じないため、施設稼働後の水の濁り・有害物質は環境影響評価の項目に選定しておりません。なお、環境影響評価の項目選定においては、発電所アセス省令の別表第6に示される風力発電所に係る参考項目を基本としております。 また、工事中の水の濁りについては、降雨時の土砂流出による濁水の発生対策として沈砂池を設置する計画であり、自主的な環境監視として、沈砂池の出口で濁度計による水の濁りの定期的な監視を計画しています。なお、自主的な環境監視結果の公開については、ご指摘を踏まえ、検討いたします。
2	バードストライクの予防策が風車近辺を飛行する鳥類に十分かは不明です。餌を取る以外の飛行に対す対策が色付けだけでうまく行っていないと現況の事故例があります。追加の対策が必要ですが音や光色々な研究や繁殖を含め必要だと思います。	バードストライクについては、ブレード塗装等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価されますが、不確実性が高いことから、事後調査を実施いたします。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等からの指導や助言を踏まえて追加的な環境保全措置について検討いたします。
3	高層建造物として十分な災害や火災の対策が全く考慮外ですが環境保全の施策として欠けています。高層建造物の火災対策や10年に一度くらいで頻繁にある大規模な自然災害に対する対策が全く見えません、建造物の破片やグラスファイバーが広い範囲で拡散されます。ドローンやクレーンによる火災時対策を近隣の風力発電569基約20社の共同により予防対策と事故対策が必要です。	風力発電施設の安全規制については、別途、電気事業法に基づき技術基準に適合する義務があり、技術基準に適合する事業計画を策定いたします。また、これまで弊社は開発から建設・保守まで一貫した体制を取っており、災害や火災の対策においても万全を期して取り組んでまいります。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(2)

(意見書 2)

No.	一般の意見	事業者の見解																																																																								
	保護樹帯の伐採による保水機能低下の恐れ及び新生林分の保護機能の低下の恐れ、離隔距離不足による送電線に対する物損の恐れがあることから、計画の縮小及び安全に十分配慮した風車の配置を求めます。 ■保護樹帯 改変区域のほとんどは国有林内にあります。この国有林内は機能類型として、水源涵養タイプに分類されています。 水源涵養タイプの森林とは「良質で豊かな水を供給する水源涵養機能の発揮を重視した森林です」1)。水源涵養タイプの森林のうち特に重要な林分は保護樹帯に指定されて、伐採に厳しい制約が課せられています。保護樹帯の目的と伐採方法を「管理経営の指針」2)から引用します。 目的： ・皆伐による森林環境の急激な変化を緩和し、新生林分を気象害、火災及び病虫害からの保護並びに地力の維持を図る。 ・山地崩壊、土砂の流出及びなだれや落石等の防止並びに溪流及び道路保護を図る。 ・優れた景観の保護、保健林養施設及び主要道路からの景観保護を図る。 伐採： ・原則として単木伐採とし、地形、風向、林分構成等を考慮して伐採率30%以内、かつ、保護樹帯の機能を損なわない範囲で行う。 ・選木は、成長衰退木を優先する。 以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。 改変区域の保護樹帯の林分を施業実施計画図 3)と国土数値情報 4)から抜粋して下に示します。 <table><tr><th>林班</th><th>小班</th><th>林種</th><th>林齢</th><th>樹種</th><th>影響を与える改変</th></tr><tr><td>2385</td><td>は</td><td>単層林</td><td>91</td><td>アカマツ、クロマツ</td><td>風車ヤード#2 造成</td></tr><tr><td>2390</td><td>ろ</td><td>単層林</td><td>91</td><td>クロマツ、アカマツ</td><td>風車ヤード#6 造成</td></tr><tr><td>2391</td><td>ろ 4</td><td>天然生林</td><td>106</td><td>他の広葉樹、アカマツ</td><td>明神林道拡幅</td></tr><tr><td>2391</td><td>ろ 2</td><td>天然生林</td><td>106</td><td>他の広葉樹、アカマツ</td><td>風車ヤード#7 造成</td></tr><tr><td>2396</td><td>ろ</td><td>単層林</td><td>112</td><td>スギ、アカマツ</td><td>風車ヤード#8 造成、新設道路造成</td></tr><tr><td>2391</td><td>は 1</td><td>単層林</td><td>103</td><td>アカマツ、他の広葉樹</td><td>新設道路造成</td></tr><tr><td>2397</td><td>は 1</td><td>単層林</td><td>104</td><td>アカマツ、他の広葉樹</td><td>新設道路造成</td></tr><tr><td>2397</td><td>は 4</td><td>単層林</td><td>108</td><td>スギ、アカマツ</td><td>新設道路造成</td></tr><tr><td>2398</td><td>ろ</td><td>単層林</td><td>108</td><td>スギ、アカマツ、ミズナラ</td><td>新設道路造成</td></tr><tr><td>2399</td><td>は</td><td>単層林</td><td>108</td><td>アカマツ、他の広葉樹</td><td>風車ヤード#12 造成</td></tr><tr><td>2400</td><td>は 1</td><td>単層林</td><td>108</td><td>スギ、クロマツ、アカマツ</td><td>新設道路造成</td></tr></table> 上の表と施業実施計画図を見比べてみてください。林齢が 100 年程度であることから分かる通り、保護樹帯は植林地を守るために意図して残されたものです。図 2-6(1)～(6)によればアクセス道路の幅員は 5m 以上、さらに両側数メートルが伐採されます。風車ヤードでは 100mx50m が伐採されます。保護樹帯においては大規模な列状間伐や群状間伐がなされるべきではありません。伐採はできる限り避け、母樹として残してください。やむを得ず伐採する場合は「管理経営の指針」に従って伐採してください。 1)国有林の機能類型：東北森林管理局 https://www.rinva.maff.go.jp/tohoku/policy/business/management/seibi/index.html 2)管理経営の指針：東北森林管理局 https://www.rinva.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/pdf/sinnrinnkeikaku_65.pdf 3)第 6 次国有林野施業実施計画図 横浜・六ヶ所 https://www.rinva.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/pdf/sannpatikamiki_tazumen-1.pdf 4)国土数値情報 国有林野データ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html	林班	小班	林種	林齢	樹種	影響を与える改変	2385	は	単層林	91	アカマツ、クロマツ	風車ヤード#2 造成	2390	ろ	単層林	91	クロマツ、アカマツ	風車ヤード#6 造成	2391	ろ 4	天然生林	106	他の広葉樹、アカマツ	明神林道拡幅	2391	ろ 2	天然生林	106	他の広葉樹、アカマツ	風車ヤード#7 造成	2396	ろ	単層林	112	スギ、アカマツ	風車ヤード#8 造成、新設道路造成	2391	は 1	単層林	103	アカマツ、他の広葉樹	新設道路造成	2397	は 1	単層林	104	アカマツ、他の広葉樹	新設道路造成	2397	は 4	単層林	108	スギ、アカマツ	新設道路造成	2398	ろ	単層林	108	スギ、アカマツ、ミズナラ	新設道路造成	2399	は	単層林	108	アカマツ、他の広葉樹	風車ヤード#12 造成	2400	は 1	単層林	108	スギ、クロマツ、アカマツ	新設道路造成	風力発電設備の配置検討に当たっては、国有林を管轄する東北森林管理局と協議し、機能類型で山地災害防止（土砂）タイプの区域を回避することとした他、急斜面を避ける等、現時点で可能な限り災害等への影響に配慮しています。 今後も、環境影響や伐採方法などの施工性等に配慮して検討を進め、国有林を管轄する東北森林管理局との協議を重ねてまいります。
林班	小班	林種	林齢	樹種	影響を与える改変																																																																					
2385	は	単層林	91	アカマツ、クロマツ	風車ヤード#2 造成																																																																					
2390	ろ	単層林	91	クロマツ、アカマツ	風車ヤード#6 造成																																																																					
2391	ろ 4	天然生林	106	他の広葉樹、アカマツ	明神林道拡幅																																																																					
2391	ろ 2	天然生林	106	他の広葉樹、アカマツ	風車ヤード#7 造成																																																																					
2396	ろ	単層林	112	スギ、アカマツ	風車ヤード#8 造成、新設道路造成																																																																					
2391	は 1	単層林	103	アカマツ、他の広葉樹	新設道路造成																																																																					
2397	は 1	単層林	104	アカマツ、他の広葉樹	新設道路造成																																																																					
2397	は 4	単層林	108	スギ、アカマツ	新設道路造成																																																																					
2398	ろ	単層林	108	スギ、アカマツ、ミズナラ	新設道路造成																																																																					
2399	は	単層林	108	アカマツ、他の広葉樹	風車ヤード#12 造成																																																																					
2400	は 1	単層林	108	スギ、クロマツ、アカマツ	新設道路造成																																																																					

No.	一般の意見	事業者の見解																																																										
5	■送電線からの離隔距離 対象事業実施区域には3系統の送電線が通っています。 電源開発 北本直流幹線(直流±250kV) 東北電力 下北 A,B 線(154kV) 東北電力 むつ幹線(500kV) 13機の風車のうちこれらの送電線に対する離隔距離が500mに満たないものは下表の通りです。 <table><tr><th>風車</th><th>送電線</th><th>離隔距離</th></tr><tr><td>#1</td><td>下北 A,B 線</td><td>164m</td></tr><tr><td>#2</td><td>北本直流幹線</td><td>377m</td></tr><tr><td>#3</td><td>北本直流幹線</td><td>310m</td></tr><tr><td>#4</td><td>北本直流幹線</td><td>191m</td></tr><tr><td>#5</td><td>北本直流幹線</td><td>234m</td></tr><tr><td>#10</td><td>むつ幹線</td><td>144m</td></tr><tr><td>#11</td><td>むつ幹線</td><td>199m</td></tr><tr><td>#12</td><td>むつ幹線</td><td>171m</td></tr><tr><td>#13</td><td>むつ幹線</td><td>379m</td></tr></table> 風車から送電線までの距離が近すぎると思います。 経済産業省の資料 5)に示されたブレード折損・飛散事故のうち、飛散距離が200m以上のものは6件あります。 <table><tr><th>名称</th><th>飛散距離</th><th>原因</th><th>参照</th></tr><tr><td>白馬ウィンドファーム</td><td>200～250m</td><td>台風</td><td>6)</td></tr><tr><td>与那国風力発電所</td><td>500m</td><td>台風</td><td>7)</td></tr><tr><td>ユーラス肝付ウィンドファーム</td><td>340m</td><td>台風</td><td>8)</td></tr><tr><td>東伯風力発電所</td><td>226m</td><td>補修点検ミス</td><td>9)</td></tr><tr><td>的山大島風力発電所</td><td>330m</td><td>台風</td><td>10)</td></tr><tr><td>番屋風力発電所</td><td>400m</td><td>台風</td><td>11)</td></tr></table> 東北電力の送電線は、東通原発の外部電源です。電源開発の北本直流幹線は北海道と本州の電力系統を連系する設備であり、東日本大震災の際には、電力不足に陥った東日本に北海道から電気を送り続けました。いずれも送電がストップすれば甚大な被害が予測されます。 ブレード損傷飛散事故に備えて十分な離隔距離を取るべきです。 5)新エネ事故対応 WG の審議対象及び水平展開ルールの明確化等について(経済産業省) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/029_03_00.pdf 6)白馬ウィンドの ブレード損傷事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/017_01_01.pdf 7)与那国風力発電所の事故について(報告) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/007_06_00.pdf 8)ユーラス肝付ウインドファーム風車破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/012_03_00.pdf 9)東伯風力発電所 4号機ブレード損傷事故について(統報) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/023_01_01.pdf 10)的山大島風力発電所 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/031_01_01.pdf 11)番屋風力発電所 5号機ブレード破損事故について https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/newe_nergy_hatsuden_wg/pdf/024_03_00.pdf	風車	送電線	離隔距離	#1	下北 A,B 線	164m	#2	北本直流幹線	377m	#3	北本直流幹線	310m	#4	北本直流幹線	191m	#5	北本直流幹線	234m	#10	むつ幹線	144m	#11	むつ幹線	199m	#12	むつ幹線	171m	#13	むつ幹線	379m	名称	飛散距離	原因	参照	白馬ウィンドファーム	200～250m	台風	6)	与那国風力発電所	500m	台風	7)	ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	8)	東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	9)	的山大島風力発電所	330m	台風	10)	番屋風力発電所	400m	台風	11)	送電線からの離隔距離については、仮に風力発電機が倒壊したとしても送電線にかからないよう風力発電機の高さ以上の距離の離隔を確保できるような配置計画としています。また、これまで弊社は開発から建設・保守まで一貫した体制を取っており、事故防止の対策においても万全を期して取り組んでまいります。
	風車	送電線	離隔距離																																																									
	#1	下北 A,B 線	164m																																																									
	#2	北本直流幹線	377m																																																									
	#3	北本直流幹線	310m																																																									
	#4	北本直流幹線	191m																																																									
	#5	北本直流幹線	234m																																																									
	#10	むつ幹線	144m																																																									
	#11	むつ幹線	199m																																																									
	#12	むつ幹線	171m																																																									
#13	むつ幹線	379m																																																										
名称	飛散距離	原因	参照																																																									
白馬ウィンドファーム	200～250m	台風	6)																																																									
与那国風力発電所	500m	台風	7)																																																									
ユーラス肝付ウィンドファーム	340m	台風	8)																																																									
東伯風力発電所	226m	補修点検ミス	9)																																																									
的山大島風力発電所	330m	台風	10)																																																									
番屋風力発電所	400m	台風	11)																																																									

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

日刊新聞紙における公告

東奥日報 (令和 6 年 11 月 1 日 朝刊 27 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書)を公告・縦覧します。

一、事業者の名称 コスモエコパワー株式会社
二、代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅樹
三、事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六・二
TOC大崎ビルディング

四、対象事業の名称 (仮称)横浜町風力発電事業
風力発電所設置事業(陸上)

種類 規模 発電設備出力最大五万五千九百キロワット
五、対象事業実施区域 青森県上北郡横浜町

六、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
青森県上北郡横浜町、六ヶ所村

七、縦覧の場所・時間 横浜町役場一階ホール、六ヶ所村三階政策推進課
(土・日・祝日を除く開庁時に準じます。)

当社ウェブページ <https://cosmo-eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama.html>

八、意見書の提出 期間 令和六年十一月一日(金)から令和六年十二月二日(月)まで
意見書の提出 準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和六年十二月十六日(月)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問い合わせ先へメール、FAX、又はご郵送ください(当日消印有効)。

九、説明会の場所・日時

・六ヶ所村立屋内温水プール ろっぶ 研修室
令和六年十一月九日(土)十六時～十八時

・横浜町ふれあいセンター大集會室
令和六年十一月十日(日)十時三十分～十二時三十分

十、問い合わせ先(意見書の提出先) コスモエコパワー株式会社
事業開発部(担当)佐藤

〒一四一・〇〇三三 東京都品川区大崎一丁目六・一
TOC大崎ビルディング 電話〇三(五四八七)八五六一
FAX〇三(五四八七)八五七〇
e-mail jieyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

自治体広報誌による公告
(横浜町広報誌「広報よこはま・11月号 (P17)」)

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧のお知らせ

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境影響評価の調査、予測、評価結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧及び説明会を開催いたします。

1. 対象事業の名称：(仮称)横浜町風力発電事業
2. 対象事業実施区域：青森県上北郡横浜町
3. 縦覧の場所・時間：横浜町役場 1 階ホール、六ヶ所村 3 階政策推進課（土・日・祝日を除く開庁時）
当ウェブサイト：<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama1.html>
期 間：令和 6 年 11 月 1 日(金)～令和 6 年 12 月 2 日(月)
4. 意見書の提出：準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和 6 年 12 月 16 日(月)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、問い合わせ先へメール、FAX、又はご郵送ください(当日消印有効)。
5. 説明会の日時・場所
日時：令和 6 年 11 月 9 日(土) 16 時～18 時 場所：六ヶ所村立屋内温水プール ろっぶ 研修室
日時：令和 6 年 11 月 10 日(日) 10 時 30 分～12 時 30 分 場所：横浜町ふれあいセンター大集会室
6. 問い合わせ先
コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当)佐藤
郵送先：〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 T O C 大崎ビルディング
TEL：03-5487-8561、FAX：03-5487-8570、E-mail：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

自治体広報誌による公告

(横浜町広報誌「広報ろっかしよ・11月号(P23)」)

お知らせ

「(仮称)横浜町風力発電事業」環境影響評価準備書の縦覧と説明会

コスモエコパワー株式会社
 会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業」環境影響評価準備書について、環境影響評価の調

査、予測、評価結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧と説明会を開催します。

【縦覧】

■対象事業の名称

(仮称)横浜町風力発電事業

■対象事業実施区域

上北郡横浜町

■日時

11月1日(金)～12月2日

⑧8時15分～17時(土日・祝日を除く)

■場所

政策推進課

横浜町役場1階ホール

■意見書の提出

準備書について、環境保全の見地からのご意見

は、書面に氏名・住所・ご意見(日本語)を記入

の上、12月16日(月)までに

縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函または下記

までメール、FAX、郵送ください。

*郵送の場合、当日消印有効

【説明会】

■日時・場所

①11月9日(土)16時～18時

ろっかしよ(研修室)

②11月10日(日)10時半～12時半

横浜町ふれあいセンター(大集会室)

■コスモエコパワー株式会社 事業開発部(担当:佐藤)

〒141-0032

東京都品川区大崎1-6-1

TOC大崎ビルディング

☎03(5487)8561

FAX03(5487)8570

メールは、こちらから



インターネットによる「お知らせ」 (横浜町 ウェブサイト)

○「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧・住民説明会の開催について

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

コスモエコパワー株式会社ウェブサイト<https://cosmo-eco-power.co.jp/news/assessment/yokohamad.html>

- ・準備書は令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・準備書に掲載される情報(文書、図料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- ・個人の私的利用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

準備書の公表

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第10章 環境影響評価の結果

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

要約書

準備書に対する意見書の提出について(意見書様式)

準備書の縦覧

縦覧場所

- ・横浜町役場1階ホール(青森県上北郡横浜町字下35)
- ・六ヶ所村役場3階政策推進課(六ヶ所村大字尻敷字野附475)

縦覧期間

令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)

時間:午前8時15分から午後5時まで(土・日曜日及び祝祭日を除く。)

準備書に対する意見書の提出について

準備書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、令和6年12月16日(月)までに縦覧場所に備付けの投函箱へ投函いただくか、問い合わせ先へメール、FAX、又はご郵送ください。(当日消印有効)

意見書様式

(意見書様式は縦覧場所にも附置しています。)

準備書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。

日時:①令和6年11月9日(土)16時~18時

会場:六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ 研修室 (青森県上北郡六ヶ所村大字尻敷野附992番地 六ヶ所村医療センター隣り)

日時:②令和6年11月10日(日)10時30分~12時30分

会場:横浜町ふれあいセンター大集會室(青森県上北郡横浜町字三保野57-8)

お問い合わせ先

問合せ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部4グループ (担当)佐藤

〒113-8570 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング

mail: jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp 電話: 03-5487-8561 FAX: 03-5487-8570

(受付時間:午前9時00分から午後5時30分まで[土・日曜日及び祝祭日を除く。])

インターネットによる「お知らせ」
(六ヶ所村 ウェブサイト)

○ 「(仮称) 横浜町風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について

コスモエコパワー株式会社が計画する「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境影響評価の調査、予測、評価結果をとりまとめた「環境影響評価準備書」を以下のとおり縦覧及び説明会を開催いたします。

- 1 対象事業の名称 : (仮称) 横浜町風力発電事業
- 2 対象事業実施区域: 青森県上北郡横浜町
- 3 縦覧の場所・時間: 横浜町役場 1 階ホール、六ヶ所村 3 階政策推進課 (土・日・祝日を除く開庁時)

○インターネットによる公表

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/assessment/yokohama4.html>

○縦覧期間

令和6年11月1日(金)～令和6年12月2日(月)

4 意見書の提出

準備書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、令和6年12月16日(月)までに縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、問い合わせ先へメール、FAX、又はご郵送ください(当日消印有効)。

5 説明会の日時・場所

日時: 令和6年11月9日(土) 16時～18時 場所: 六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ 研修室
日時: 令和6年11月10日(日) 10時30分～12時30分 場所: 横浜町ふれあいセンター大集會室

6 問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当)佐藤
郵送先: 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 T O C 大崎ビルディング
TEL: 03-5487-8561、FAX: 03-5487-8570、E-mail: jlgyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

インターネットによる「お知らせ」
(コスモエコパワー株式会社 ウェブサイト)

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧・住民説明会の開催について

2024.11.01 環境影響評価

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- ・準備書は令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
- ・個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

準備書の公表

[表紙と目次【2分冊の1】](#) ☐

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) ☐

[第2章 対象事業の目的及び内容](#) ☐

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#) ☐

[第4章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果](#) ☐

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#) ☐

[第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#) ☐

[第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#) ☐

[第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) ☐

[第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告](#) ☐

[第10章 環境影響評価の結果](#)

10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

[10.1.1 大気環境](#) ☐

[10.1.2 水環境](#) ☐

[10.1.3 その他の環境](#) ☐

[表紙と目次【2分冊の2】](#) ☐

[10.1.4 動物](#) ☐

[10.1.5 植物](#) ☐

[10.1.6 生態系](#) ☐

[10.1.7 景観](#) ☐

[10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場](#) ☐

[10.1.9 廃棄物等](#) ☐

[10.1.10 専門家等へのヒアリング](#) ☐

[10.2 環境の保全のための措置](#) ☐

[10.3 事後調査](#) ☐

[10.4 環境影響の総合的な評価](#) ☐

[第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) ☐

[第12章 その他環境省令で定める事項](#) ☐

[資料編](#) ☐

[要約書](#) ☐

[準備書に対する意見書の提出について\(意見書様式\)](#) ☐

準備書の縦覧

縦覧場所

- ・横浜町役場1階ホール（青森県上北郡横浜町字寺下35）
- ・六ヶ所村役場3階政経推進課（六ヶ所村大字尾取字野附475）

縦覧期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）
 時間：午前8時15分から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

準備書に対する意見書の提出について

準備書に対して環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書を提出することができます。
 ご意見は、以下の「意見書様式」に従い、令和6年12月16日（月）までに縦覧場所に併付けの投書箱へ投
 面いただくか、
 問い合わせ先へメール、FAX、又はご郵送ください。（当日消印有効）
 意見書様式
 （意見書様式は縦覧場所にも附置しています。）

準備書に係る説明会

下記日程、会場にて開催いたします。
 日時：①令和6年11月9日（土）16時～18時
 会場：六ヶ所村立屋内温水プール ろっぷ 研修室（青森県上北郡六ヶ所村大字尾取野附992番地 六
 ヶ所村医療センター隣り）
 日時：②令和6年11月10日（日）10時30分～12時30分
 会場：横浜町ふれあいセンター大集会室（青森県上北郡横浜町字三保野57-8）

お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部4グループ（担当）佐藤

郵送先：東京都品川区大崎1-6-1 TOC大明ビルディング

mail：jigyo-kaihatu@eco-power.co.jp

電話：03-5487-8561 FAX：03-5487-8570

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで〔土・日曜日及び祝祭日を除く。〕）

ご意見記入用紙

「(仮称)横浜町風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する意見書

提出先：コスモエコパワー(株) 事業開発部4G 担当 佐藤 宛

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC 大崎ビルディング

FAX : 03-5487-8570

Eメール : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

ご意見は、令和6年12月16日（月）までにお送り下さい。

※郵送の場合は当日消印有効

ご芳名

ご住所 _____

ご連絡先(電話番号)

環境の保全の見地からのご意見とその理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

注 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。

